

静岡県水循環保全条例（令和４年静岡県条例第16号）第16条第１項の規定に基づき、次に掲げる水源保全地域の区域を拡張するため、同条第７項において準用する第３項の規定に基づき、当該拡張の案を令和７年４月25日から１月間、縦覧に供する。

なお、同条第７項において準用する第４項の規定に基づき、当該公告に係る水源保全地域の住民、土地所有者等及び利害関係人は、当該拡張の案について、知事に意見書を提出することができる。

令和７年４月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

１ 拡張する水源保全地域の名称

静岡市水源保全地域、浜松市水源保全地域、三島市水源保全地域、富士宮市水源保全地域、島田市水源保全地域、富士市水源保全地域、磐田市水源保全地域、掛川市水源保全地域、伊豆市水源保全地域、牧之原市水源保全地域、長泉町水源保全地域、小山町水源保全地域、森町水源保全地域

２ 新たに水源保全地域に含まれる土地の区域

図面のとおり

図面は静岡県くらし・環境部環境局水資源課及び静岡県庁県民サービスセンターに備え置くほか、静岡県ホームページ内に掲載する。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/index.html>

３ 意見書の提出方法等

(1) 記載事項

意見を提出しようとする者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、連絡先（電話番号や電子メールアドレス等）、水源保全地域の名称及び意見の内容

(2) 提出期間

令和７年４月25日から令和７年５月26日まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール又は郵送による。

(4) 提出先

〒420－8601 静岡県静岡市葵区迫手町９番６号

静岡県くらし・環境部環境局水資源課

電話番号 054－221－2289

E-mail mizu_shigen@pref.shizuoka.lg.jp